

<国保連の原案作成委託料支払処理について(名古屋市版)>

平成19年5月15日

名古屋市介護保険課

<概要>

平成18年4月の介護保険制度改正に伴い、地域包括支援センターにおいて新予防給付に関するケアマネジメント業務を実施することとなりますが、地域包括支援センターは介護予防サービス計画原案の作成等の一部事務を居宅介護支援事業所に委託することができます。この場合、介護報酬の請求支払は地域包括支援センターと国保連との間でのみ行われ、地域包括支援センターにおいては、受領した介護報酬より委託料相当分を委託先居宅介護支援事業所に支払う事務が発生します。

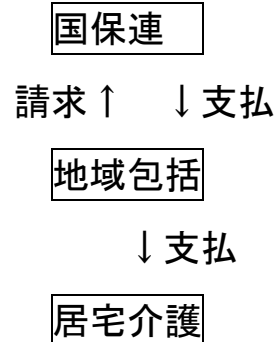
このたび、平成19年6月実績分から委託居宅介護支援事業者への委託料について国保連を通して支払が可能となりましたことをご報告します。この確認のため、「代理受領委任状(様式第1号)」の提出を国保連より求められております。つきましては、各地域包括支援センターを通して名古屋市がとりまとめ、国保連へ提出することとなりますので、ご協力をよろしくお願い致します。

<特徴>

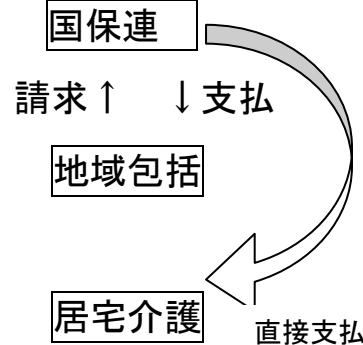
- ① 毎月の運用にて、新たな情報の送付は不要です。
 - ・ 原案作成委託料の支払は、地域包括支援センターから提出される給付管理票に設定された「委託先の居宅介護支援事業所番号」により行います。毎月の運用にて、保険者から新たな情報を送付頂く必要はありません。
- ② 委託型の地域包括支援センターに対応します。
 - ・ 地域包括支援センターの介護報酬より委託料相当分を控除し、委託先居宅介護支援事業所に委託料の支払を行います。この場合、国保連の「事業所台帳情報」に保有する委託先居宅介護支援事業所の登録口座情報あてに支払を行います。
- ③ 介護予防支援介護給付費明細書(サービス計画費)の過誤に伴い、委託料の過誤を行います。
 - ・ 介護報酬の過誤決定通知書は、保険者及び地域包括支援センター宛に出力されます。(居宅介護支援事業所宛には出力されません。)
 - ・ 居宅介護支援事業所には介護報酬の過誤に伴って過誤となった委託料の一覧が別途出力されます。
- ④ 委託先の居宅介護支援事業所が他県の場合は、連合会からの委託料の支払は行いません。
 - ・ 保険者及び地域包括支援センター宛の出力情報にて、他県居宅介護支援事業所への委託料の一覧を表示します。
 - ・ 委託先の居宅介護支援事業所が他県の場合は、地域包括支援センターより委託料の支払を行います。

<まとめ>

【現状】



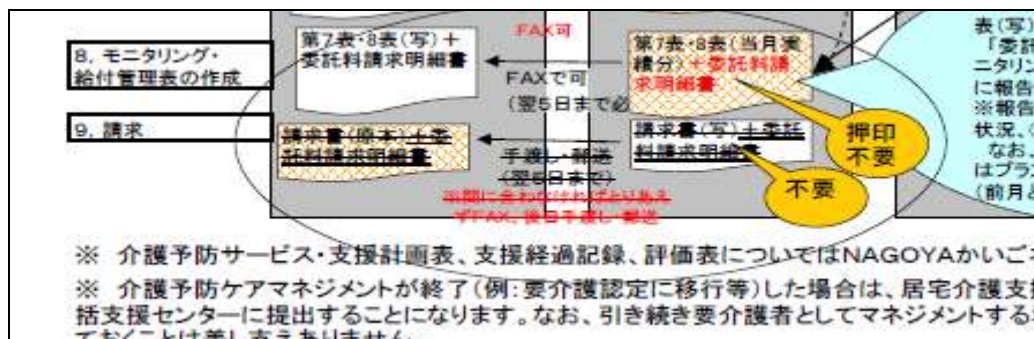
【改正後】



【変更点のまとめ】

平成19年6月実績分から	平成19年5月実績分まで
居宅介護支援事業者は第7表・第8表、委託料請求明細書を提出する。(上記書類により委託料請求として読み替えるため、押印済の請求書は不要)	居宅介護支援事業者は第7表・第8表、委託料請求明細書、押印済の請求書を提出する。
居宅介護支援事業者は当月の介護報酬と同時に、委託料相当額を国保連より受領することが可能。	地域包括支援センターは国保連の審査決定後を得て入金があった後30日以内に居宅介護支援事業者へ委託料を振り込む。

【ケアマネジメントの流れ（平成19年6月版）（抜粋）】



※ このシステムによる居宅介護支援事業所への委託料の減額はありませぬ。(支払金額は従来どおり)
 (委託料)

- ・初回委託：5,600円
- ・継続委託：3,410円

指定居宅介護支援事業者にかかる委託介護予防支援の実施要項の新旧対照表

平成19年5月15日

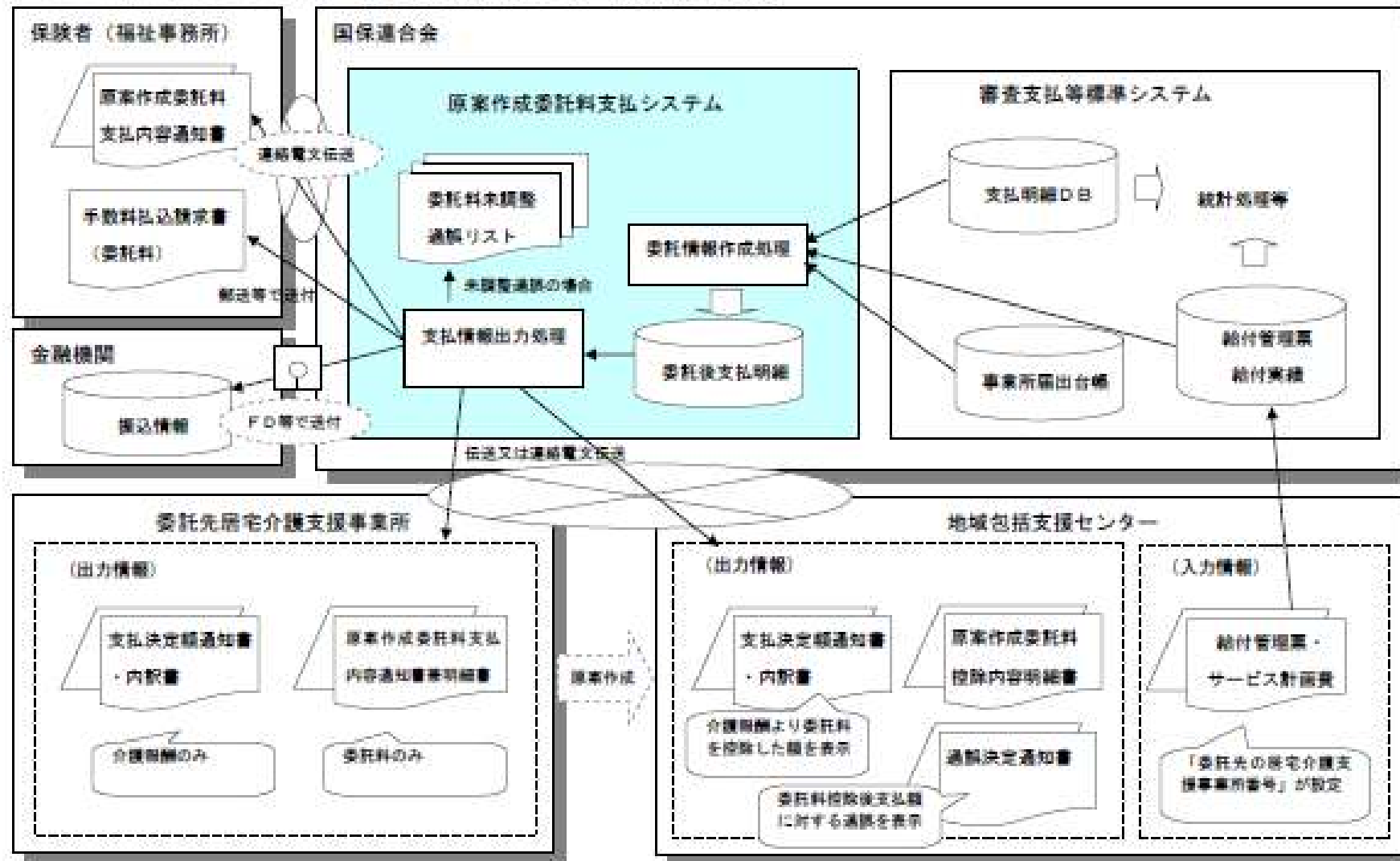
下記の通り、指定居宅介護支援事業者にかかる委託介護予防支援の実施要項について変更する。

改正後	改正前
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>(委託料の請求)</p> <p>第5条 <u>介護予防支援に係る委託料の請求は、前条第12項に定める介護予防サービス計画の実施状況に関する記録及び委託料請求明細書(県外の居宅介護支援事業者等であって代理委任払ができない場合は介護予防支援委託料請求書)を添付し、毎月1日から月末までの1ヶ月分をまとめて行うものとする。</u></p> <p>(介護報酬の請求)</p> <p>第6条 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者より、介護予防サービス計画の実施状況に関する記録及び<u>委託料請求明細書(県外の居宅介護支援事業者等であって代理委任払ができない場合は介護予防支援委託料請求書)</u>を受理した場合は、その内容を審査した上、前条第2項に定める請求がなされた月の10日までに愛知県国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)に対し、介護予防支援事業費の報酬請求を行わなければならない。</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>(委託料の請求)</p> <p>第5条 介護予防支援に係る委託料の請求は、前条第12項に定める介護予防サービス計画の実施状況に関する記録を添付し、毎月1日から月末までの1ヶ月分をまとめて介護予防ケアマネジメント委託料請求書(別紙6)により、行うものとする。</p> <p>(介護報酬の請求)</p> <p>第6条 地域包括支援センターは、指定居宅介護支援事業者より、介護予防サービス計画の実施状況に関する記録及び介護予防支援委託料請求書を受理した場合は、その内容を審査した上、前条第2項に定める請求がなされた月の10日までに愛知県国民健康保険団体連合会に対し、介護予防支援事業費の報酬請求を行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(委託料の支払い)</p> <p>第7条 <u>委託料の支払いについて、愛知県内の指定居宅介護支援事業者にあつては、代理受領委任状(様式第1号)に基づき、地域包括支援センターより愛知県国民健康保険団体連合会(以下、国保連という。)へ請求した介護報酬を原資として、国保連から居宅介護支援事業者の登録済口座へ委託料相当額を支払うこととする。</u></p> <p>2 <u>愛知県外の居宅介護支援事業者等であつて、代理受領委任払ができない場合について、国保連から地域包括支援センターが介護報酬を受領した場合は、受領後30日以内に指定居宅介護支援事業者に対して、委託料を支払うものとする。</u></p> <p>附 則 この要項は、平成18年4月1日から実施する。 <u>この要項は、平成19年6月1日から改正する。</u></p>	<p>(委託料の支払い)</p> <p>第7条 地域包括支援センターは、愛知県国民健康保険団体連合会から介護報酬を受領した場合は、受領後30日以内に請求があつた指定居宅介護支援事業者に対して、委託料を支払うものとする。</p> <p>附 則 この要項は、平成18年4月1日から実施する。</p>

2. 業務概要図

以下に業務概要図を示します。①【地域包括支援センターが委託型の場合】



<地域包括支援センター向け出力情報詳細>

① 支払決定額通知書

【委託型の地域包括支援センターの例】

〒 123-4567 東京都■■■区○○○-△△△ 委託型地域包括支援センター 介護 一郎 様	

介護給付費等支払決定額通知書 平成18年 6月 審査分として下記金額を支払決定し 右記銀行に送金しますので通知致します。	事業所番号 1400000001 金額 4,800
委託型の場合、委託料控除後の 支払額が表示されます。	◆◆◆銀行 ◇◇◇◇支店
	平成18年 7月 20日 神奈川県国民健康保険団体連合会
振込金額内訳	
介護給付費支払額	4,800
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査委託料	0
消費税	0
合計	4,800

② 原案作成委託料控除内容明細書

【委託型の地域包括支援センターの例】

原案作成委託料控除内容明細書

平成18年 8月 審査

地域包括支援センター番号	1400000001
地域包括支援センター名	委託型地域包括支援センター

平成18年 9月 20日
神奈川県国民健康保険団体連合会

委託先居宅介護支援事業所番号	委託先居宅介護支援事業所名	被保険者番号	サービス提供年月	委託料控除前支払額	委託料	委託料控除後支払額	委託料(他県)	備考
1470000001	委託先事業所 1	0000000001	平成18年7月	4,000	3,600	400	0	
1470000001	委託先事業所 1	0000000002	平成18年5月	-4,000	-3,600	-400	0	過誤取下
1470000001	委託先事業所 1	0000000002	平成18年7月	4,000	3,600	400	0	
1470000001	委託先事業所 1	0000000003	平成18年7月	6,500	5,850	650	0	
1470000002	委託先事業所 2	0000000004	平成18年7月	4,000	3,600	400	0	
1470000002	委託先事業所 2	0000000005	平成18年5月	-4,000	-3,600	-400	0	給付管理票取消
1470000002	委託先事業所 2	0000000005	平成18年7月	4,000	3,600	400	0	
1570000001	委託先事業所他県	0000000006	平成18年5月	6,500	0	6,500	5,850	
合計				21,000	13,050	7,950	5,850	

委託型の場合、委託料相当分が控除された支払額が表示されます。

- ※ 2行目データ：サービス計画費の取下げになった場合、備考欄に「過誤取下」と表示される。
- ※ 6行目データ：給付管理票の取消しになった場合、備考欄に「給付管理取消」と表示される。
- ※ 8行目データ：委託先に居宅介護支援事業所が県外であった場合、委託先居宅介護支援事業所名欄に「他県事業所名」が表示される。

<委託先居宅介護支援事業所向け出力情報詳細>

① 支払決定額通知書（※介護報酬）

〒 123-4567
東京都■■■■区〇〇〇-△△△

委託先事業所1
介護 二郎 様

介護給付費等支払決定額通知書

平成18年 6月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	1470000001
金額	700,000

◆◆◆◆銀行
◇◇◇◇支店

平成18年 7月 20日
神奈川県国民健康保険団体連合会

振込金額内訳

介護給付費支払額	700,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査委託料	0
消費税	0
合計	700,000

当該月に要介護者について給付管理票を作成し、サービス計画費を請求した場合の通常の介護報酬の支払決定額が表示されます。

委託料の内訳は表示されないため、介護報酬がない場合には、当該情報は出力されません。

② 原案作成委託料支払内容通知書兼明細書 (イメージ案、実際のものとは異なることがあります。)

原案作成委託料支払内容通知書兼明細書

平成18年 8月 審査

事業所番号	1470000001
事業所名	委託先事業所 1

金額	20,250
----	--------

平成18年 8月 審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

イメージ案

◆◆◆◆銀行
◇◇◇◇支店

平成18年 9月 20日
神奈川県国民健康保険団体連合会

委託明細

地域包括支援センター番号	地域包括支援センター名	保険者番号	保険者名	被保険者番号	サービス提供年月	委託料	備考
1400000001	委託型地域包括支援センター	140001	委託型保険者	0000000001	平成18年7月	3,600	
1400000001	委託型地域包括支援センター	140001	委託型保険者	0000000002	平成18年5月	-3,600	過誤取下
1400000001	委託型地域包括支援センター	140001	委託型保険者	0000000002	平成18年7月	3,600	
1400000001	委託型地域包括支援センター	140001	委託型保険者	0000000003	平成18年7月	5,850	
1400000001	委託型地域包括支援センター	140001	委託型保険者	0000000004	平成18年7月	3,600	
1400000002	直営型地域包括支援センター	140002	直営型保険者	0000000007	平成18年7月	3,600	
1400000002	直営型地域包括支援センター	140002	直営型保険者	0000000008	平成18年7月	3,600	
合計						20,250	

委託料のみを表示する新規出力情報になります。